

第1章 経営計画策定の趣旨

1 目的

埼玉県企業局は、昭和38年に発足以来、時代の要請に応えつつ、合理的かつ能率的経営に努め、県民の暮らしを支える上で必要なサービスの提供を通じて県民の福祉の増進に寄与してきました。

平成14年度以降は、更に計画性・透明性の高い企業経営を実現するため、企業局経営5か年計画を定め、PFI事業の導入や発電事業の民間譲渡など積極的な経営改革に取り組みました。そうした取組が評価され、平成27年7月には、地方公営企業のリーディング事業として、水道用水供給事業が総務大臣表彰を受賞しています。

一方、全国の公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少や、施設等の老朽化による大量更新期の到来、災害・危機管理対応などにより厳しさを増しており、埼玉県も例外ではありません。

そこで、第3次経営5か年計画が平成28年度で終了することを踏まえ、喫緊の課題に適切に対応しつつ、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、第4次経営5か年計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 第3次企業局経営5か年計画(平成24年度～平成28年度)の後継計画とします。
- (2) 平成26年8月29日付け総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項」に掲げる「経営戦略」とします。

3 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間^{*}の需要予測や収支見通しを踏まえた上で、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

^{*}地域整備事業は団地単位で予測しています。

第2章 これまでの経営改革

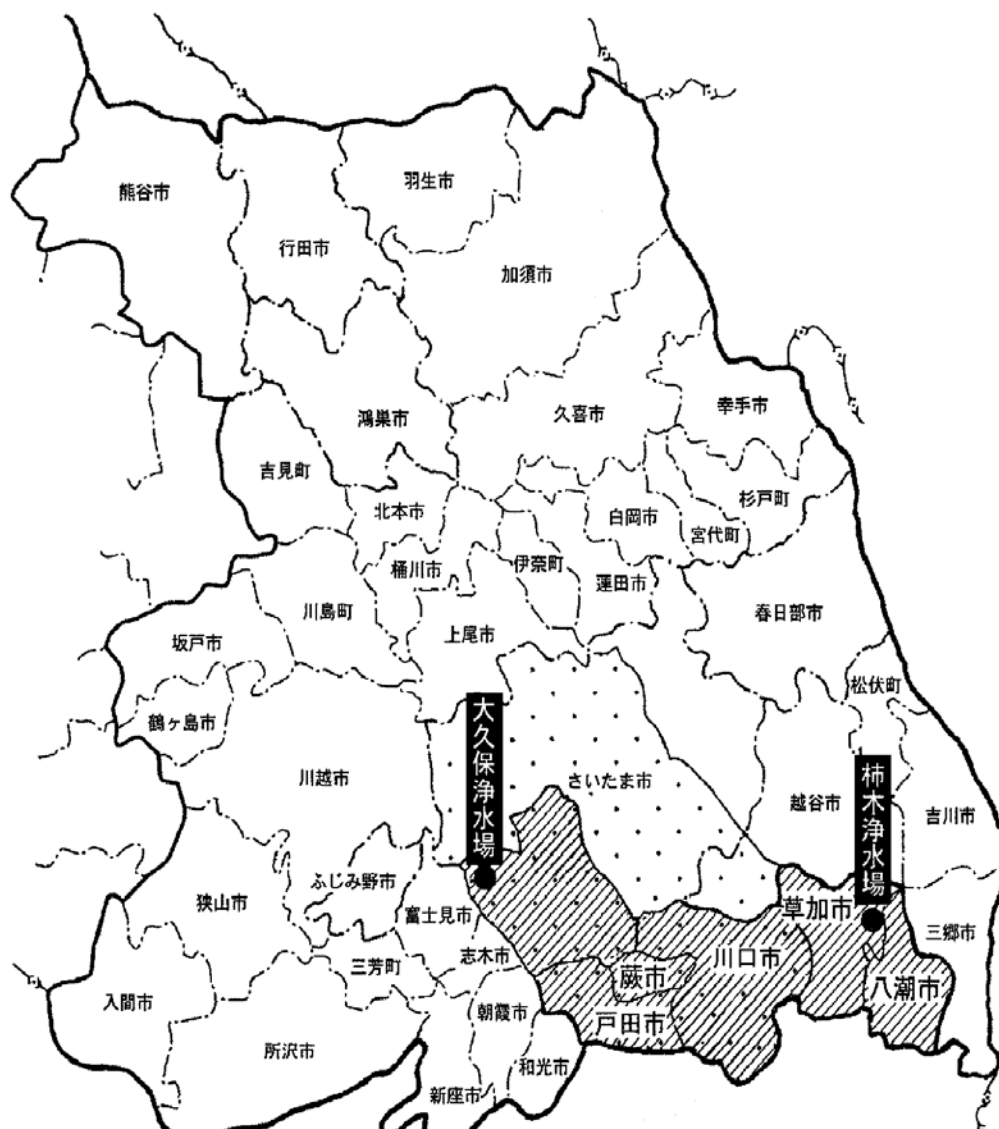
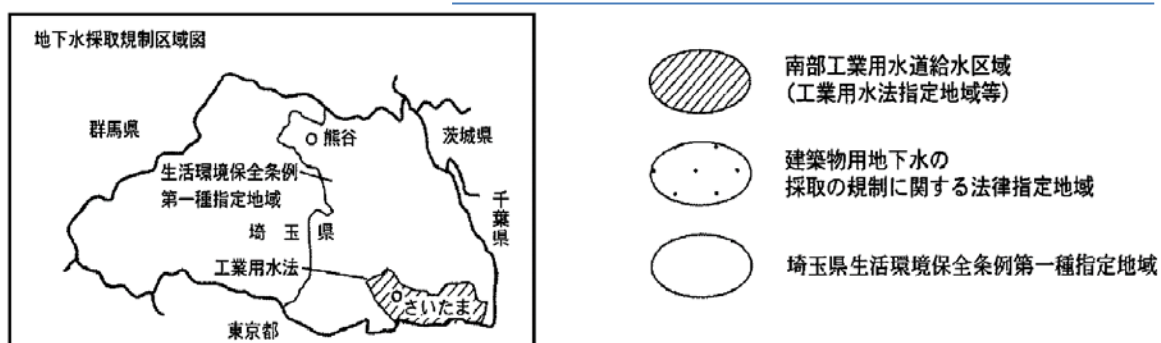
1 工業用水道事業

(1) 事業概要

工業用水道事業は、工業用水道事業法に基づき産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図ることを目的とし、平成28年4月1日現在、柿木及び大久保の両浄水場(給水能力 253,000 m³/日)から、工業用地下水の汲み上げ規制区域である県南東部地域6市(さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、草加市及び八潮市)の148の工場等事業所に給水を行っています。

平成28年4月1日現在

事業名	埼玉県南部工業用水道事業	
浄水場	大久保浄水場	柿木浄水場
承認年月日	昭和39.3.4	昭和37.11.15
事業届出年月日	昭和38.8.16	昭和36.10.1
完成年月日	平成8.1.12	平成8.1.12
給水開始年月日	昭和43.4.1	昭和39.11.1
建設単価(円/m ³)	115,279	
総事業費(千円)	29,165,640	
取水能力	95,040	165,024
(m ³ /日)	260,064	
給水能力	93,000	160,000
(m ³ /日)	253,000	
配水管路延長(m)	191,207	
水利権(m ³ /秒)	3.01	下久保ダム 中川自流

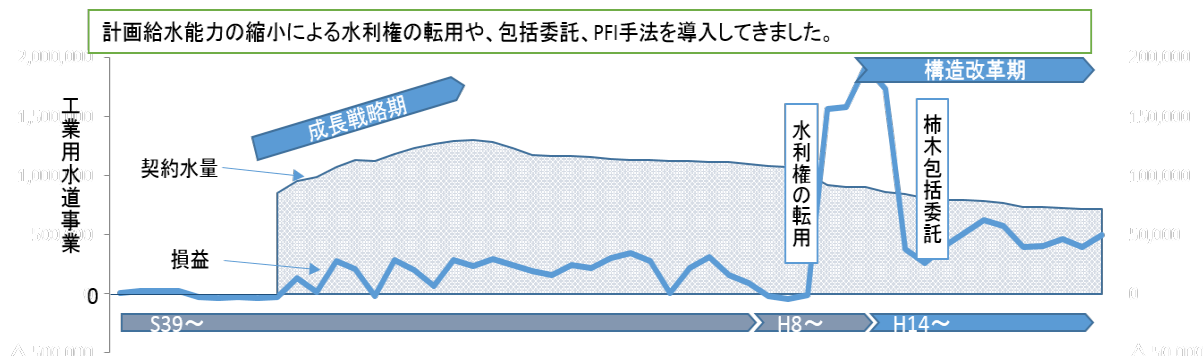


(2) これまでの経営改革

昭和 48 年、更なる安定供給と施設の効率的運用を図るため、柿木浄水場から給水する東部第一工業用水道事業(草加市、八潮市)と大久保浄水場から給水する中央第一工業用水道事業(川口市、蕨市、戸田市)とを統合し南部工業用水道事業としました。

工業用水道事業の1日平均契約水量は昭和57年度の日量35万5千³m³をピークに減少に転じたため、新規需要開拓を図りつつ減少に対応し、平成8、11年には計画給水能力をそれぞれ日量33万5千³m³、25万3千³m³に縮小し、平成11年に水利権を上水道へ転用するなどして経営改革を行ってきました。

その後も事業運営は厳しく、抜本的な経営改革を図る必要があるとして、平成17年に柿木浄水場の管理運営を包括委託しました。



< 工事着手後の工業用水道事業経営の沿革 >

暦年	沿革	1日平均配水量 (万 ³ m ³ /日)
昭和36年	「東部第一工業用水道事業」(草加市、八潮市)の建設工事に着手	
昭和38年	「中央第一工業用水道事業」(川口市、蕨市、戸田市)の建設工事に着手 工業用水道事業に地方公営企業法を適用	
昭和39年	「東部第一工業用水道事業」柿木浄水場から給水を開始	3
昭和43年	「中央第一工業用水道事業」大久保浄水場から給水を開始	13
昭和47年	「中央第一工業用水道事業」拡張工事に着手	17
昭和48年	2事業を統合し「南部工業用水道事業」に改称	17
昭和51年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成8年	計画給水能力を縮小(44万 ³ m ³ /日→33万5千 ³ m ³ /日)	19
平成9年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成11年	水利権を上水道へ転用☒ 計画給水能力を縮小(33万5千 ³ m ³ /日→25万3千 ³ m ³ /日)	18
平成17年	柿木浄水場管理運営包括委託を実施	14

※市名は平成28年4月1日現在

2 水道用水供給事業

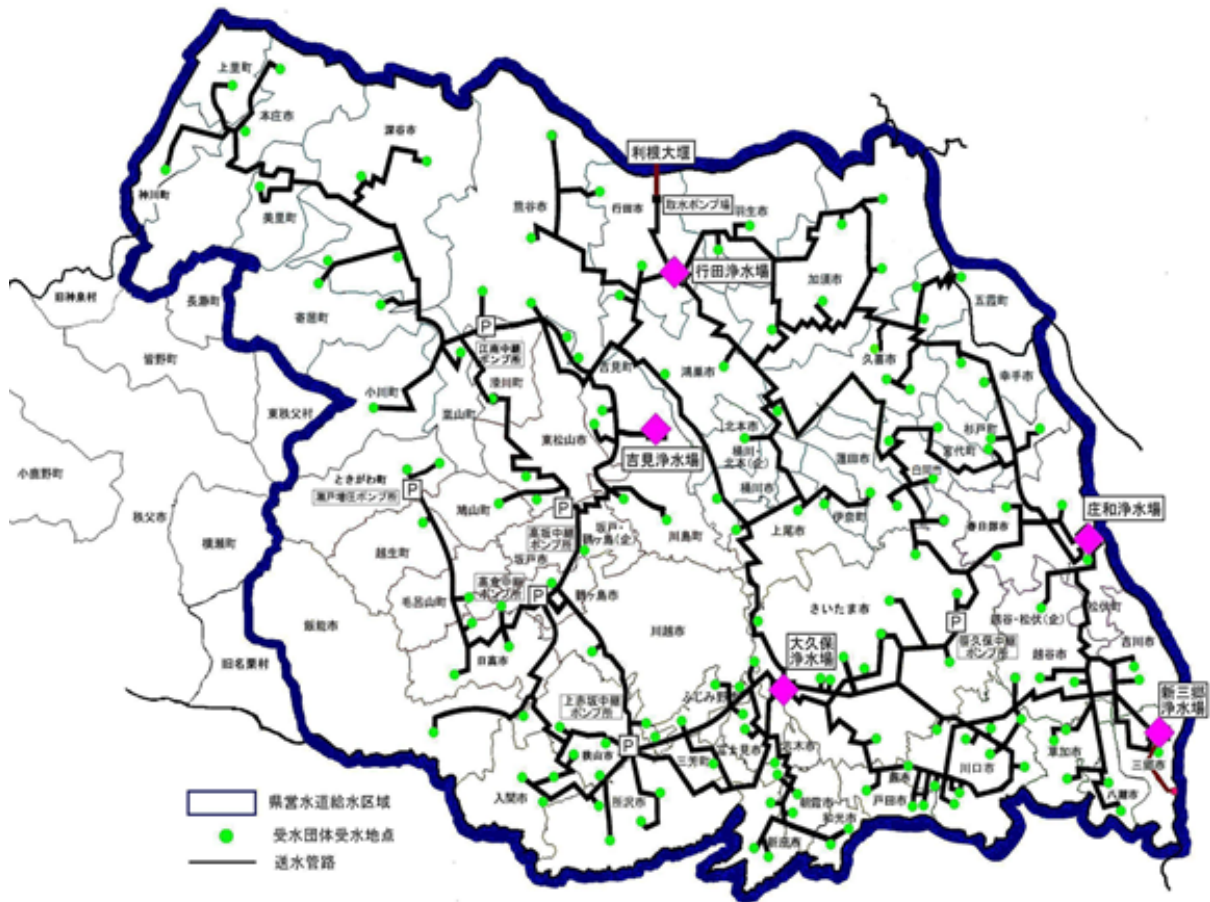
(1) 事業概要

水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要の増加への対応及び地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の防止を目的とし、平成 28 年 4 月 1 日現在、5 浄水場から日量 174 万 m³の水道用水を 58 市町(55 団体)に供給しています。

平成 28 年 4 月 1 日現在

事業 項目	埼玉県水道用水供給事業					
	浄水場	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場
建設(認可) 開始年月日		昭和 39.3.3	昭和 45.3.27	昭和 52.2.10	昭和 53.4.1	平成 3.3.30
完成(予定) 年月日		昭和 59.6.30	昭和 53.3.31	平成 13.3.31	平成 8.5.31	平成 17.6.30
給水開始 年月日		昭和 43.4.2	昭和 49.4.20	昭和 59.7.1	平成 2.7.1	平成 17.7.1
現在施設能力 (m ³ /日)		1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000
		2,665,000				
送水管路延長 (m)		776,353				
水源計画		下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、霞ヶ浦導水、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良俣ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発				
水利権 (m ³ /秒)		13.235	3.025	4.738	3.242	1.776
		26.016				
給水市町 (団体)数		55 団体(34 市 18 町 3 企業団)				
計画給水人口		6,490 千人(平成 37 年度)				

水道事業給水区域

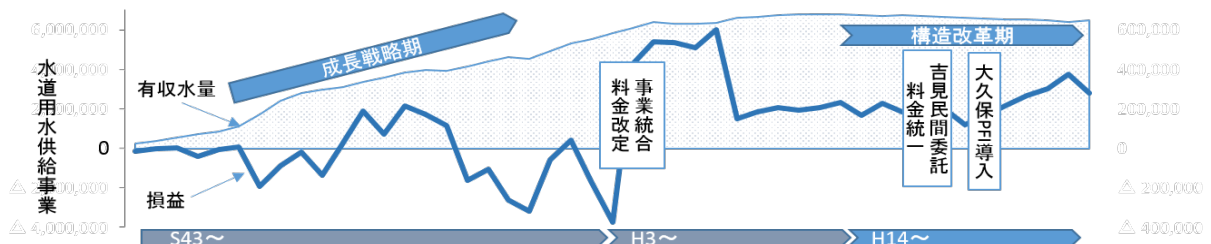


(2) これまでの経営改革

平成 3 年 4 月、水道施設の効率的運用と水道用水の更なる安定供給を目指して「広域第一水道事業(所沢市ほか 21 市町)」と「広域第二水道事業(熊谷市ほか 21 市町)」の 2 事業を統合するとともに、給水区域の拡大と合わせて、事業名を「埼玉県水道用水供給事業」に改称しました。

水道用水供給事業の 1 日最大送水量は、平成 14 年度の 202 万 m³ をピークに減少トレンドとなっていますが、平成 17 年には、料金を統一するとともに吉見浄水場運転管理業務を民間に委託、平成 20 年度には大久保浄水場排水処理施設の PFI 事業が供用開始(設計・建設平成 16 年度～

水源の広域化、民間委託やPFI事業の導入、アセットマネジメントの実践などを総合的に取り組んできました。



平成 19 年度)するなど能率的な経営に努め、平成 4 年度以降は欠損金を計上することなく、毎年度一定の収益を上げています。

＜工事着手後の水道用水供給事業経営の沿革＞

歴年	沿 革	1日平均送水量 (万m ³ /日)
昭和38年	「中央第一水道用水供給事業」(さいたま市ほか3市)の建設工事に着手	
昭和39年	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用	
昭和43年	大久保浄水場から県南中央地域(蕨市ほか3市)へ給水を開始 「中央第一水道用水供給事業」(川口市ほか3市)の第一期拡張工事に着手	6
昭和45年	「東部第一水道用水供給事業」(春日部市ほか7市町)及び「西部第一水道用水供給事業」(川越市ほか10市町)の建設工事に着手	16
昭和49年	庄和浄水場から県南東部地域(越谷市ほか7市町)へ給水を開始 大久保浄水場を拡張し、県南西部地域(所沢市ほか10市町)へ給水を開始	51
昭和52年	「広域第二水道用水供給事業」(熊谷市ほか21市町)の建設工事に着手	80
昭和53年	中央第一、東部第一及び西部第一の3事業を統合し、「広域第一水道用水供給事業」と改称 「広域第二水道用水供給事業」の暫定給水を開始	86
昭和59年	行田浄水場から県中央部(上尾市ほか17市町)へ給水を開始	118
昭和63年	広域第二水道の給水区域拡張建設工事に着手	135
平成2年	新三郷浄水場を新設	152
平成3年	広域第一と広域第二を統合し、「埼玉県水道用水供給事業」と改称 給水区域を県北部まで拡張	160
平成17年	料金を統一 吉見浄水場を新設し、運転管理を委託	185
平成20年	大久保浄水場排水処理施設(PFI事業)の供用開始	182
平成27年	平成27年度優良地方公営企業総務大臣表彰受賞	174

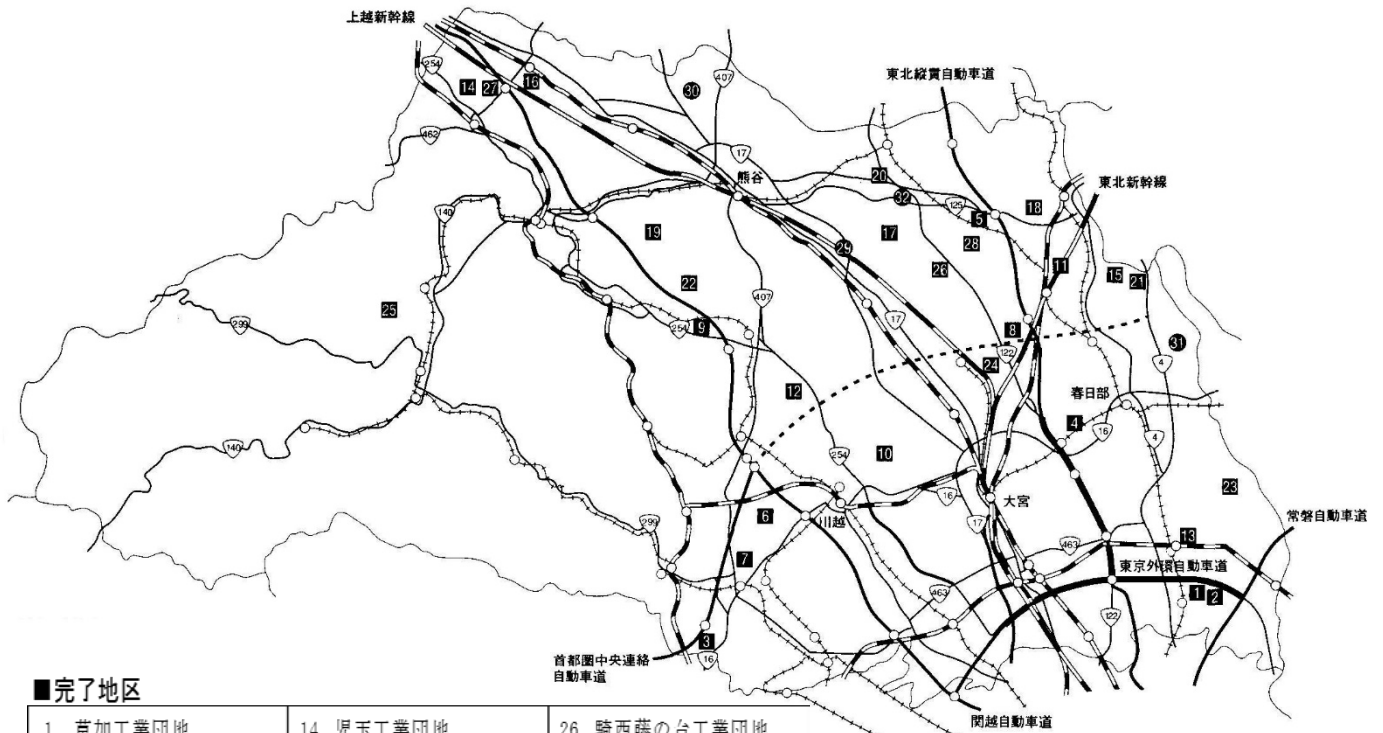
※市名は平成28年4月1日現在

3 地域整備事業

(1) 事業概要

地域整備事業は、産業の振興と地域の振興を図るため、現在までに工業団地など 38 団地約 2,066ha を整備してきました。

区分	施工地区数	施工面積 (ha)
産業団地	11	434.6
工業団地	22	1379.5
住宅団地	3	167.6
業務団地	1	40.7
宅地造成	1	43.4



■完了地区

1 草加工業団地	14 児玉工業団地	26 騎西藤の台工業団地
2 草加・八潮工業団地	15 幸手工業団地	27 本庄いまい台産業団地
3 武蔵工業団地	16 本庄住宅団地	28 加須下高柳工業団地
4 岩槻・春日部住宅団地	17 川里工業団地	29 行田みなみ産業団地
5 加須工業団地	18 大利根豊野台テクノタウン	30 妻沼西部工業団地
6 霞ヶ関住宅団地	19 川本春日丘工業団地	31 杉戸深輪産業団地
7 狭山工業団地	20 羽生小松台工業団地	32 羽生下川崎産業団地
8 久喜・萱蒲工業団地	21 幸手ひばりヶ丘工業団地	33 萱蒲南部産業団地
9 東松山工業団地	22 嵐山花見台工業団地	34 川越第二産業団地
10 川越工業団地	23 東埼玉テクノポリス (旧吉川・松伏工業団地)	35 騎西城南産業団地
11 鷲宮産業団地	24 伊奈北部地区	36 白岡西部産業団地
12 川島工業団地	25 秩父みどりヶ丘工業団地	37 幸手中央地区産業団地
13 越谷流通業務団地		38 杉戸屏風深輪地区

(2) これまでの経営改革

地域整備事業は、産業系基盤整備の宅地造成事業と地域振興施設整備の観光施設事業2つの事業で昭和39年にスタートしました。

その後、社会経済情勢の変化に伴い、宅地造成事業は、総合的な土地開発を行うための土地開発整備事業に、観光施設事業(三峯観光道路事業)は、レクリエーション施設事業(県営妻沼ゴルフ場、県営神川温泉保養センター※等)への改正を経て、平成12年4月に柔軟かつ効率的な事業体制・事業展開を図るために両事業を統合し、現在の地域整備事業に至っています。

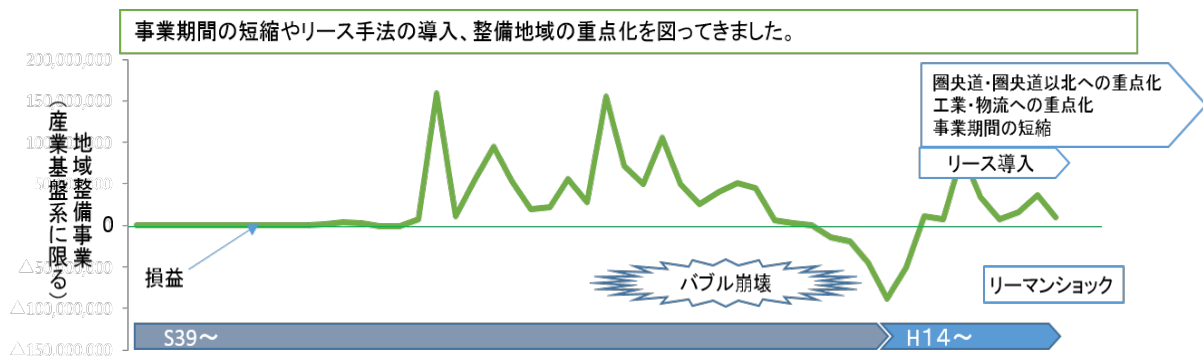
地域整備事業の中核となっている工業団地・産業団地の整備に関しては、高度経済成長などを背景に好調に推移してきました。

しかしながら、平成3年のバブルの崩壊により、地価の下落と経済状況の悪化というダブルパンチを受け、これ以降に分譲開始となった工業団地・産業団地は、売れ行き不振に加えて、地価が高い時代に用地買収を行っていたため、売れば売るほど赤字になるという状況に陥りました。

平成17年に、国内の設備投資意欲が回復してきたことを受けて県が開始した「企業誘致大作戦」により、企業への産業団地の売り込みを積極的に進めたことや、リース方式を導入したことなどにより、未分譲地の売却等は進み経営は黒字に回復しました。

その後、県内での圏央道整備を追い風に分譲は好調に推移していますが、これまでのことを教訓に、地域整備事業に関しては①ニーズに合わせた整備地区の重点化 ②団地規模を20ヘクタール程度とすることによる事業期間3年程度への短縮 ③地元市町村との共同事業方式 ④事業を自己資金の範囲内とすること などにより、健全経営の維持に努めています。

※ 施設名は条例施行時の名称



事業統合の背景及び概要

従来事業

土地開発整備事業
産業維持増進、雇用創出、地域経済の活性化による地域の振興

工業団地、住宅団地、流通団地等の整備、分譲、貸付及び施設の分譲、貸付

レクリエーション施設事業
レクリエーション活動施設の充実、県土の有効利用等による地域の振興

ゴルフ場等のレクリエーション施設の建設及び管理運営

事業環境の変化

産業構造の変革

- ・産業のサービス化
- ・慎重な設備投資

↓
ニーズに合った複合的整備

社会情勢の変化

- ・長引く経済低迷
- ・地価の下落

↓
価格競争力の確保

行財政改革の実行

- ・簡素、効率的体制
- ・官民の役割分担

↓
執行体制の見直し

地方分権の進展

- ・自主、自立のまちづくり
- ・国県市町村間の対等協力

↓
ニーズに合った複合的整備

変化への対応

土地開発整備事業

- ・事業方向性の修正
- ・事業手法の再構築

レクリエーション施設事業

- ・県営ゴルフ場の民営化
- ・事業規模の大幅な縮小

事業統合

地域整備事業

(平成12年4月)

4 職員定数

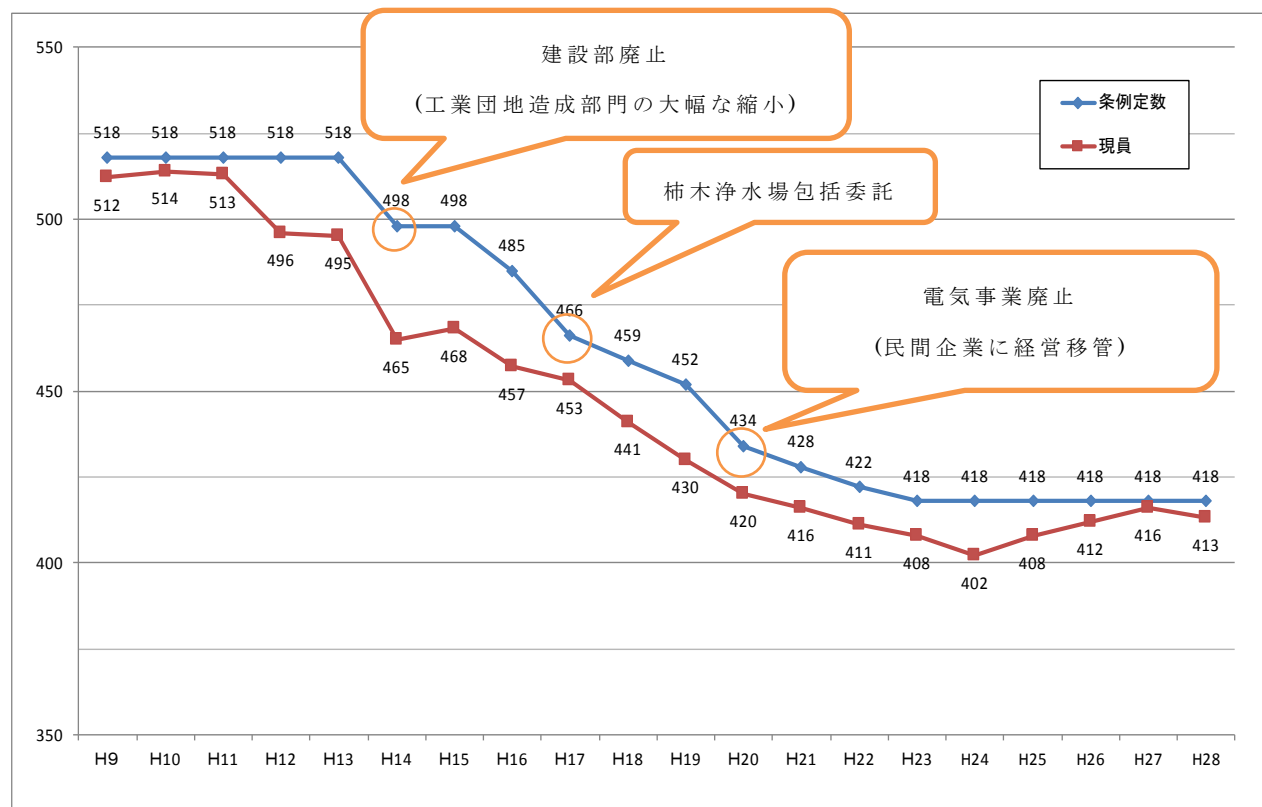
企業局では、平成9年度の定数518人から、行財政改革大綱や企業局経営5か年計画等に基づき段階的に定数の削減を行い、平成24年度には418人とし、現在に至っています。

したがって、平成9年度以降、15年間で100人、率にして約19パーセントの定数削減を行いました。

これらの取組により、簡素で効率的な組織体制を構築しています。

【職員定数の推移】

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
条例定数	518	518	518	518	518	498	498	485	466	459	452	434	428	422	418	418	418	418	418	418
現員	512	514	513	496	495	465	468	457	453	441	430	420	416	411	408	402	408	412	416	413



第3章 経営の基本方針

経営の3本柱

- 事業の選択と経営資源の集中
- 収支均衡による健全経営の維持
- 更なる経営基盤の強化

埼玉県企業局では、工業用水道事業、水道用水供給事業並びに地域整備事業に地方公営企業法を適用して、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図らなければなりません。

そこで、第4次企業局経営5か年計画を定めるに当たり、経営の基本方針となる「経営の3本柱」を定めました。

1 事業の選択と経営資源の集中

企業局が持つ人材、施設や設備、資金、ノウハウといった経営資源には限りがあり、これを有効に活用して最大の効果を生むことが求められています。そこで、工業用水・水道水の供給、産業団地整備といった企業局のコアとなる事業に特化し、更に各事業内では緊急度・重要度に応じて優先順位をつけた上で、これら経営資源を集中投入することにより、メリハリある経営を実現していきます。

2 収支均衡による健全経営の維持

事業を安定的に継続するためには投資が必要となります。企業局では、今後も水道施設の耐震化や老朽化対策などのために大型投資が予定されています。こうした投資については、収支均衡を前提とする投資・財政計画に基づき適切に行うことで、健全経営を維持していきます。

3 更なる経営基盤の強化

工業用水・水道水の需要は減少しており、また、産業団地の整備に

関しては、将来の需要は不透明です。このため、今のうちからしっかりとした経営基盤づくりを行っていく必要があります。民間活用や、アセットマネジメントによる施設・設備の長寿命化、ダウンサイジング等により徹底した経営の効率化を図るとともに、企業の立地ニーズに応じたスピーディーな産業団地整備を行うことなどにより収益力を向上させ、更なる経営基盤の強化を図ります。